

消防危第 73 号  
令和 8 年 4 月 8 日

各都道府県消防防災主管部長  
各消防本部消防長  
非常備町村消防防災主管部局長

殿

消防庁危険物保安室長  
(公印省略)

中東情勢を踏まえた危険物施設における手続の迅速化について

今般の中東情勢を受け、製造所、貯蔵所又は取扱所において消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条第 1 項ただし書の仮貯蔵・仮取扱いに関する手続又は第 11 条の危険物施設の設置、変更等に関する手続が必要となった場合には、当該手続を遅滞なく円滑に進めるようお願いします。

また、経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室長より、都道府県高圧ガス担当部局長等あてに、別添の通知が発出されていることを申し添えます。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先)

総務省消防庁危険物保安室

担当：齋藤、滝澤、富永

羽田野、山田、岡

TEL : 03-5253-7524

# 経済産業省

20260403保局第2号  
令和8年4月3日

都道府県、指定都市高圧ガス担当部局長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室長

中東情勢を踏まえた国家備蓄石油放出等に伴う石油コンビナート等における安全確保及び円滑な行政手続の実施について（通知）

今般の中東情勢を受け、政府においても国家備蓄石油の放出をはじめ石油製品の安定供給に向けた取組を進めている。こうした状況の下、我が国の国民生活及び経済活動に不可欠な石油製品を迅速かつ安定的に供給する必要があるため、各石油コンビナート等においては、平時と異なる油種を処理するなど、設備又は運転方法の変更等が行われることが想定される。

こうした状況に鑑み、各石油コンビナート等において、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）その他関係法令を遵守の上、引き続き安全確保に万全を期した上で、操業が行われるよう留意されたい。

また、設備又は運転方法の変更等に伴う許認可等の行政手続が必要となった場合には、その趣旨に鑑み、当該手続を遅滞なく円滑に進めるよう、各担当部局において取り計らわれたい。

以上